

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年七月二十四日農林省令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>(1)～(131)（略）</p> <p>(132) アルカリ性プロテアーゼ</p> <p>アルカリ性プロテアーゼ（その1）（略）</p> <p>アルカリ性プロテアーゼ（その2）</p> <p>ア 製造用原体（略）</p> <p>イ <u>製剤（その1）</u></p> <p>(ア)～(ウ)（略）</p> <p>ウ <u>製剤（その2）</u></p> <p>(ア) <u>成分規格</u></p> <p>本品は、「アルカリ性プロテアーゼ（その2）」に、プロピレングリコールを混和した水溶性液状物である。</p> <p><u>酵素力単位</u> 本品は、酵素力試験を行うとき、表示たん白消化力単位の85～170%を含む。</p> <p><u>酵素力試験</u> たん白消化力試験法第1法によって試験を行う。</p> <p>(イ) <u>保存の方法の基準</u></p> <p>遮光した密閉容器に入れ、25℃以下で保存すること。</p> <p>(ウ) <u>表示の基準</u></p> <p>「アルカリ性プロテアーゼ（その2）」の表示の基準を準用する。</p> <p>(133) キシラナーゼ</p> <p>ア 製造用原体（略）</p> <p>イ <u>製剤（その1）</u></p> <p>(ア)～(ウ)（略）</p> <p>ウ <u>製剤（その2）</u></p> <p>(ア) <u>成分規格</u></p>	<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>(1)～(131)（略）</p> <p>(132) アルカリ性プロテアーゼ</p> <p>アルカリ性プロテアーゼ（その1）（略）</p> <p>アルカリ性プロテアーゼ（その2）</p> <p>ア 製造用原体（略）</p> <p>イ <u>製剤</u></p> <p>(ア)～(ウ)（略）</p> <p>(133) キシラナーゼ</p> <p>ア 製造用原体（略）</p> <p>イ <u>製剤</u></p> <p>(ア)～(ウ)（略）</p>

本品は、「キシラナーゼ」に、D-ソルビトール液を混和した水溶性液状物である。

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、表示キシラン糖化力単位の85～170%を含む。

酵素力試験 キシラン糖化力試験法によって試験を行う。

(イ) 保存の方法の基準

遮光した密閉容器に入れ、25℃以下で保存すること。

(ウ) 表示の基準

「キシラナーゼ」の表示の基準を準用する。

(134) キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素 (略)

(135) β-グルカナーゼ

ア 製造用原体 (略)

イ 製剤 (その1)

(ア)～(イ) (略)

ウ 製剤 (その2)

(ア) 成分規格

本品は、「β-グルカナーゼ」に水を混和した水溶性液状物である。

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、表示β-グルカン糖化力単位の85～170%を含む。

酵素力試験 β-グルカン糖化力試験法によって試験を行う。

(イ) 保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

(ウ) 表示の基準

「β-グルカナーゼ」の表示の基準を準用する。

(136)～(160) (略)

(134) キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素 (略)

(135) β-グルカナーゼ

ア 製造用原体 (略)

イ 製剤

(ア)～(イ) (略)

(137)～(160) (略)